



公益社団法人日本青年会議所

トレーニングガイドライン

JCI Japan Training Guideline

JCI Japan Training Standards, Rules and Operational Procedures

Ver. 9-2016

JC Programs Implementation Commission 2016



1. 定義	4
2. JCI Japan Training の目的	4
3. トレーナーについて	4
3.1 トレーナー登録	4
3.1.1 シニアの登録	4
3.1.2 継続	4
3.2 責務	4
3.3 情報提供	4
3.4 罰則	5
4. JCI Japan Training Library	5
4.1 ライブラリ登録	5
4.2 管理	5
4.3 プログラム実施	5
4.4 主催	5
4.4.1 受講者	5
4.5 開催	6
4.6 トレーニング時間	6
4.6.1 対象外	6
4.6.2 遡及	6
4.6.3 積算要件	6
4.7 開催負担金	6
4.7.1 免除	6
5. 資格申請	7
6. 日本 JC 公認トレーナー制度	7
7. アシスタントトレーナー (AT)	7
7.1 JCI コース	7
7.2 日本 JC 公認プログラム	7
8. ヘッドトレーナー (HT)	8
8.1 JCI コース	8
8.1.1 HT の指針	8
8.1.2 担当モジュール	8
8.1.3 HT の養成	9
8.1.4 トレーニング時間	9
8.1.5 HT の役割	9
8.1.6 管理者としての役割	9
8.2 日本 JC 公認プログラム	9
8.3 担当時間	10
9. トレーナー養成勉強会 (トレーナートレーニング)	10



9.1 開催	10
9.1.1 最低人数	10
9.1.2 告知	10
9.1.3 HT の選定	10
9.1.4 コースマネージャー (CM)	10
9.1.5 費用	11
9.1.6 JCI コースの場合	11
9.1.7 中止	11
9.2 資格認定	11
9.3 トレーニング時間積算	11
10. 旅費交通費等の受給規則	11
11. 派遣トレーナー規則	11
11.1 変更の場合	12
12. トレーナーリスト	12
13. 禁止事項	12
14. トレーナーの定年	12
*経過措置	13

1. 定義

JCI Japan Training Guideline(以下「本ガイドライン」とする)は JCI Training Policy Manual に準じ、公益社団法人 日本青年会議所(以下「NOM」とする)および各地会員会議所(以下「LOM」とする)ならびに NOM 登録の日本 JC 公認トレーナー(JCI Japan Trainer、以下「トレーナー」とする)が遵守すべき項目を定めるものとする。

2. JCI Japan Training の目的

JCI Japan Training は JCI Vision および JCI Mission を推進、達成するために、すべての会員やトレーナーのリーダーシップトレーニングの機会を創造し提供すること、および NOM ならびに LOM の JC 運動を円滑に進められるようにすることを目的とする。プロのトレーナー養成機関ではない

3. トレーナーについて

トレーナーは何よりもまず JCI 会員であり、JCI Mission を意識した活動をしなければならない。トレーナーは会員のために存在し、自身のキャリア構築を目的としてはならない。理想的なトレーナーは自身が得たスキルを他のメンバーに提供することで、そのメンバーが JCI Mission をより効果的に遂行し、それにより JCI の活動が世界的に拡大していく契機となることである。

3.1 トレーナー登録

トレーナーは基本的なプレゼンテーション能力を会得している必要があるため Presenter を修了していなければならない。かつ JCI Mission を理解し実現するための必要な能力を会得するため、JCI-Impact および JCI-Achieve を修了した後に、誓約書およびプロフィールを提出し担当委員会の承認を得なければならない。提出方法は書面または書面を電磁的な記録にしたものを E-mail にて送信のどちらか一方とする。

3.1.1 シニアの登録

日本の青年会議所を卒業した者がトレーナー登録をする場合には、42 歳以下でヘッドトレーナー (HT) 資格を有していなければならない。

3.1.2 継続

既にトレーナー登録をしている者が次年度もトレーナー活動を継続する場合には、次年度 1 月 1 日から 2 月末日までに【3.1】に定めるものを提出しなければならない。

3.2 責務

トレーナーは JCI Japan Training Guideline および JCI Training Policy Manual を遵守し、積極的に研修の実施と後進の育成を行わなければならない。また年 1 回以上のトレーナー活動をしなければならない。

3.3 提供情報

トレーナーから提供される情報はすべて正確であり真実を反映しており、JCI・NOM・LOM 等によって実証されたものとして信用するものである。何らかの目的で虚偽の情報が提供された場合には深刻な違反であるとみなされる。



3.4 罰則

本ガイドラインが遵守されない場合はトレーナー登録を停止、抹消する場合がある。

4. JCI Japan Training Library

JCI Japan Training Library(以下「ライブラリ」とする)とは、JCI Course(以下「JCI コース」)ならびに公益社団法人日本青年会議所が認定した日本 JC 公認プログラムを総称する。(ライブラリの個々のコースおよびプログラムは以下「プログラム」とする)

4.1 ライブラリ登録

ライブラリ登録をするには、以下のすべてを満たさなければならない。

- a. プログラムが JCI または NOM 理事会の審議可決を受けていること。
- b. HT 有資格者のトレーナーの監修を受けていること。
- c. スライド・トレーナーズマニュアル・受講生用テキスト・タイムスケジュール・アウトライン等が適切に作成されていること。
- d. プログラムを実施・管理するトレーナーリストが担当委員会に提出されていること。

4.2 管理

プログラム管理は以下の通りとする。

- a. JCI コースは JCI Training Policy Manual に準じ、また NOM 事務局および担当委員会により管理される。
- b. 日本 JC 公認プログラムは NOM 事務局および担当委員会により管理される。

4.3 プログラム実施

プログラムは、以下に定めるプログラム毎の HT のみ実施することができる。

- a. 日本 JC 公認プログラムは担当委員会認定の HT 資格者。
- b. JCI コースは JCI Training Policy Manual の要件及び本ガイドラインに定めた担当委員会認定の HT 資格者であること。
- c. 全てのプログラムについて、公益社団法人日本青年会議所 会頭より指名され、HT 認定を受けた者。

4.4 主催

プログラムは原則として NOM および LOM ならびに各地会員会議所会員(以下「会員」とする)のみが主催することができる。

4.4.1 受講者

担当委員会が別途定めるプログラムは、受講生に会員以外の者が含まれてはならない。

4.5 開催



プログラムを開催する場合は、主催者は「セミナー開催書」（申込）の提出をしなければならない。また、開催後は主催者および HT は「セミナー開催書」（報告）を提出しなければならない。

4.6 トレーニング時間

プログラムのみが国内トレーニング時間の対象となる。国際トレーニング時間は「国外セミナー開催書」により開催が確認できたもの、または JCI Training に記録された International event により記録されたものが対象となる。

4.6.1 対象外

「セミナー開催書」（申込）を提出せずにプログラムを実施した場合にはトレーニング時間の対象外とする。プログラムを実施後に「セミナー開催書」（報告）を提出しない場合もトレーニング時間の対象外とする。

4.6.2 遡及

4.6.1 により対象外となったプログラムおよび新規にライブラリ登録されたプログラムの認定日以前に開催されたものを遡及してトレーニング時間とすることはできない。

4.6.3 トレーニング時間加算要件

- a. 原則として実際のトレーニング時間(ステージタイム)がトレーニング回数の対象となる。
- b. 15 分以上のステージタイムを 1 回とする。
- c. 複数のトレーナーがいる場合、過度に合計時間がセミナー時間を超えないよう配慮する。
- d. 担当委員会により回数積算が認められない場合がある。
- e. トレーナー(TN=補助者)は、いかなる場合もトレーニング回数は最大 0.5 回とする。
- f. トレーナー養成勉強会でのトレーニング回数は上限 1 回まで。但し、公開セミナーの AT で入る場合は 1 回を加算することができる。

4.7 開催負担金

主催者は原則として、プログラムおよびカスタマイズセミナーを実施する場合、開催負担金として 1 プログラムの開催につき 10,000 円を NOM 事務局に支払わなければならない。

4.7.1 免除

実施プログラムの HT が主催者の LOM 所属の場合には開催負担金を免除する。その他、担当委員会が認めた場合も同様とする。



5. 資格申請

JCI ホームページで JCI-Achieve、JCI-Impact が修了となっている場合、JCI ホームページ上のボタンをクリックすることで JCI コースのトレーナー資格の取得者となることができる。また、JCI コースのトレーナーを管理する上で JCI-Achieve、JCI-Impact を修了しても JCI コースのトレーナー登録は各自の判断では行わずに、担当委員会の承認を経てから登録作業を行うこととする。

6. 日本 JC 公認トレーナー制度

この制度は青年のために機会を提供し JCI Mission を果たすため、すべての LOM や NOM の役員は常に高いレベルでの職務と責任を担う必要があり、役員をはじめとした会員をトレーニングするため、JCI により構築されたものを日本 JC として採用し改善を加えたものである。

7. アシスタントトレーナー(AT)

7.1 JCI コース

JCI コースの AT になるためには 現役会員でありかつ JCI Training Policy Manual の要件をすべて満たした上で以下のいずれかの基準を満たさなければならない。

- a. トレーナー養成勉強会を修了し、かつ 1 名の HT より内容の理解度とスキルを確認されたうえで、その HT の推薦を受けていること。
- b. 申請プログラムについて受講経験があり、さらに最低 3 回以上のトレーニー経験をし、1 名の HT より内容の理解度とスキルを確認されたうえで、その HT の推薦を受けていること。
- c. 担当委員会が認めた者。

上記いずれかの基準を満たしたうえで「AT 申請書」を提出し、担当委員会より AT 認定がされた場合に AT となることができる AT は HT から、すべてのモジュールを満足ある内容で実施できるよう、コースについてのスキルや知識・サポート・ガイダンスを受けられる。全ての JCI コースのトレーナーガイドに記載されている AT の役割と指針は、本ガイドラインと JCI Training Policy Manual の一部とみなされる。AT はコース日程のすべてに出席していなければならない。また、対象となるコース修了後 3 年を経過し、または 3 年間 AT を務めなかった場合には AT となることはできない。この場合には再度対象コースを修了することにより AT となる資格を得られる。

7.2 日本 JC 公認プログラム

日本 JC 公認プログラムの AT になるためには、現役会員でありかつ以下のいずれかの基準を満たさなければならない。

- a. トレーナー養成勉強会を修了し、かつ 1 名の HT より内容の理解度とスキルを確認されたうえで、その HT の推薦を受けていること。
- b. 申請プログラムについて受講経験があり、さらに最低 3 回以上のトレーニー経験をし、1 名の HT より内容の理解度とスキルを確認されたうえで、その HT の推薦を受け



ていること。

c. 担当委員会が認めた者。

上記いずれかの基準を満たしたうえで「AT 申請書」を提出し、担当委員会より AT 認定がされた場合に AT となることができる。AT は HT からすべてのモジュールを満足ある内容で実施できるよう、コースについてのスキルや知識・サポート・ガイダンスを受けられる。全ての日本 JC 公認プログラムのトレーナーガイドに記載されている AT の役割と指針は、本ガイドラインの一部とみなされる。AT はコース日程のすべてに出席していなければならない。また、未活動状態と判断された場合には担当委員会により AT 資格を抹消されることがある。

8. ヘッドトレーナー (HT)

8.1 JCI コース

JCI コースの HT になるためには、現役会員でありかつ以下の基準をすべて満たさなければならない。

- a. JCI-Achieve・JCI-Impact・JCI-Admin・Presenter を修了していること。
- b. AT 資格を有すること。
 - a. 3 種類以上のプログラムの AT 又は HT であること。
 - b. 申請プログラムについて最低 5 回以上のトレーニング回数があること。
 - c. 全パートを十分に理解し、満足に実施できること。
 - d. トレーナー育成が実施できること。

上記を満たしたうえで HT2 名の推薦を受け「HT 申請書」を提出し、担当委員会により HT 認定がされた場合に HT となることができる。上記によらない場合であっても、担当委員会の推薦により公益社団法人日本青年会議所 会頭が HT 認定をする場合がある。全ての JCI コースのトレーナーガイドに記載されている HT の役割と指針は、本ガイドラインの一部とみなされる。HT はコース日程のすべてに出席していなければならない。また、未活動状態と判断された場合は担当委員会により HT 資格が剥奪され、再び AT となる場合もある。

8.1.1 HT の指針

JCI コースの HT の主な役割は、コース管理・支援・品質が最高のレベルにあり、特に重要なことはコースの目標と成果をしっかりと理解し、コース終了時にはそれらが達成されていることである。

8.1.2 担当モジュール

JCI コースの HT は、初 AT がいる場合に主要モジュールを行うのはもちろんであるが、他のモジュールは AT に担当させなければならない。2 回目の AT は HT の判断により主要モジュールを担当することができる。JCI 各コースのトレーナーガイドには初回と 2 回目以降の AT に割り当てることができるモジュールを指定している。



8.1.3 HT の養成

JCI Japan Training の戦略は、可能な限り必要に応じて多くの JCI コースの HT を誕生させることであり、外国や遠方から HT を招聘するような数少ない機会では、積極的に地元の AT を参加させるべきである。1 つだけではなく複数の資格を持つ HT を招聘することでコストが削減でき、将来 JCI コースの HT になる機会を地元の AT に提供することができる。

8.1.4 トレーニング時間

JCI Training Commission により定められている時間がトレーニング時間となる。これはコース修了後オンライン上で確認できる。

8.1.5 HT の役割

JCI コースの HT は、トレーナーズガイドに則り、内容が的確に伝えられているか、AT のパフォーマンスを監督しなければならない。もし AT にモジュールの目的から逸脱するような内容の不備やトピックの欠如が見られた場合には、HT は AT が正常な進行に回帰できるように効果的なサポートをする必要がある。(HT は AT のプレゼンテーション中に休憩をとることや、HT が追加解説をすることができる)

8.1.6 管理者としての役割

JCI コースの HT は当然ながらコース管理の最終的な責任者であり、その内容は次に掲げる通りである。

- a. コースはマニュアルに則って進行しているか。
- b. コースの目的と成果を達成しているか。
- c. 最高の水準が保たれ、受講生は尊重され、満足しているか。
- d. 教材、告知、配信のすべては JCI Training のルールに則っているか。
- e. 主催者、設営者、トレーナーはそれぞれお互いの職務に敬意をもっているか。
- f. 受講生は受講による気づきや感謝を感じているか。
- g. 最終的な受講生の受講をオンラインベースを通して報告完了しているか。

8.2 日本 JC 公認プログラム

日本 JC 公認プログラムの HT になるためには、現役会員でありかつ以下の基準をすべて満たさなければならない。

- a. JCI-Achieve・JCI-Impact・JCI-Admin・Presenter を修了していること。
- b. AT 資格を有すること。
- c. 3 種類以上のプログラムの AT 又は HT であること。
- d. 申請プログラムについて最低 5 回以上のトレーニング回数があること。
- e. 全パートを十分に理解し、満足に実施できること。
- f. トレーナー育成が実施できること。



上記を満たしたうえで HT2 名の推薦を受け「HT 申請書」を提出し、担当委員会により HT 認定がされた場合に HT となることができる。上記によらない場合であっても担当委員会の推薦により公益社団法人日本青年会議所 会頭が HT 認定をする場合がある。全ての日本 JC 公認プログラムのトレーナーガイドに記載されている HT の役割と指針は、本ガイドラインの一部とみなされる。HT はコース日程のすべてに出席していなければならない。また、未活動状態と判断された場合は担当委員会により HT 資格が剥奪され、再び AT となる場合もある。

8.3 担当時間

すべての HT はトレーナー育成のために、プログラムについて最大で全体の 60%を AT に担当させることを推奨する。

9. トレーナー養成勉強会（トレーナートレーニング）

トレーナー養成勉強会（以下「トレトレ」とする）はプログラムについての理解を深め、セミナーを実施するための必要な知識やスキルを習得するために実施されるものである。

9.1 開催

トレトレは担当委員会およびトレーナーが「トレーナー養成勉強会開催書」（申込）を NOM 事務局に提出することにより開催できる。また、終了後 1 週間以内に主催者および HT は「トレーナー養成勉強会開催書」（報告）に所定の事項を記載のうえ、NOM 事務局に提出しなければならない。

9.1.1 最低人数

トレトレを開催するためには、3 名以上の参加者がいなければならない。

9.1.2 告知

トレトレの開催にあたり主催者および担当委員会は広く参加者を募らなければならない。

9.1.3 HT の選定

トレトレの HT は該当プログラムを 3 回以上 HT としてのセミナー経験のあるトレーナーであること。内容は標準化プログラムでなければならない。

9.1.4 コースマネージャー（CM）

トレトレの開催にあたり主催者は HT 監督のもと CM を選任し、設営、備品、参加者等の管理をおこなう。



9.1.5 費用

開催に係る費用は受益者負担を原則とする。開催負担金は免除する

9.1.6 JCI コースの場合

JCI コースのトトレレを開催する場合には、原則として JCI Web Site 上にコース開設は行わない。開催申込は通常のトトレレと同じ方法で行う。内容はモジュール単位でも可とするが、資格認定は JCI および NOM としても行わない。参加者は原則として、開催コースの受講経験があり【7.1】に該当する資格者とする。

9.1.7 中止

申込期日までに既定の参加者数に満たない場合や、開催に適さない状況などの場合には HT または担当委員会の判断により開催を中止することができる。中止の場合には速やかに申込者に対してその旨を伝えなければならない。

9.2 資格認定

トトレレ参加者の資格認定は【7.2】の通りであり、参加することにより必ず資格が得られるわけではない。条件付き認定は認められず【7.2】の方法によるものとする。

9.3 トレーニング時間積算

トレーニング時間の積算回数は以下の通りである。

- a. HT は担当時間(ステージタイム)が対象となる。(上限 1 開催 1 回)
- b. AT は担当時間(ステージタイム)が対象となる。(上限 1 開催 1 回)
- c. トトレレ参加者は最大 1 回の積算となる。但し公開セミナーは別換算とする。
- d. JCI コースの場合も上記と同じ換算とする。

10. 旅費交通費等の受給規則

- a. HT は旅費交通費の受給対象とする。
- b. AT は原則として旅費交通費の受給対象外とする。

11. 派遣トレーナー規則

原則としてプログラム開催は現役会員のトレーナーを派遣する。また、開催地に近いところに在住するトレーナーを優先する。選考の優先順位は次の通りとする。ただし、主催者の意向を尊重すること。

- a. 同一ブロック
- b. 同一地区
- c. 全国
- d. 海外



11.1 変更の場合

派遣予定の HT や AT が変更になる場合には、速やかに主催者および NOM 事務局または担当委員会に連絡しなければならない。

12. トレーナーリスト

公開するトレーナーリストは AT 以上の資格保有者を掲載する。また、トレーナー登録をした場合にはトレーナーリストに掲載されることに同意したものとみなされる。

13. 禁止事項

次に掲げる各事項を禁止する。禁止行為が認められた場合には【3.4】の対象となる。

- a. ライブラリのプログラムを使用する場合には、個人または法人報酬を受け取ることはできない。
- b. 青年会議所内のセミナーでは、営利目的の言動や行動を禁止する。
- c. 青年会議所における立場を利用して個人または法人として報酬を受け取ることはできない。

14. トレーナーの定年

- a. 42 歳を超えたものは定年とする。
- b. 卒業時に HT 資格を有しないものは定年とする。

* 経過措置

日本 JC 公認プログラム及び JCI コースのヘッドトレーナー資格取得の経過措置として 2016 年 6 月末日までは当該年度に 41 歳になるシニアトレーナーのみ HT 取得申請があった場合には認めるものとする。またその時点においてヘッドトレーナー資格を取得していないシニアトレーナーは定年とする。

以上



更新履歴

Ver1	2010年1月	社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver2	2010年12月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver2.1	2011年10月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver3	2012年1月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	全面改訂
Ver3.1	2012年2月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver4	2013年1月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver5	2013年4月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver6	2013年12月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver7	2014年1月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver8	2015年12月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver9	2016年3月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	

JCI Vision

“To be the leading global network of young active citizens.”

JCI Mission

“To provide development opportunities that empower young people to create positive change.”

About JCI

JCI is a worldwide community of young active citizens ages 18-40 who share the belief that in order to create positive change, we must take collective action to improve ourselves and the world around us. With over 4,700 Local Organizations in more than 117 countries and territories, JCI forms a vibrant international network with nearly 160,000 members. Engaging in activities ranging from community development to international projects, members demonstrate their social responsibility and improve themselves through participation, leadership and action. The global citizens of JCI are committed to becoming better leaders to build a better future for all.